

平成 20 年 6 月 25 日判決言渡 同日原本受領 裁判所書記官
平成 19 年（行ウ）第 132 号 不当労働行為救済命令取消請求事件
（口頭弁論終結の日 平成 20 年 4 月 23 日）

判決

原告 学校法人塚本学院
被告 大阪府
同代表者・処分をした行政庁 大阪府労働委員会
被告補助参加人 大阪私学教職員組合（以下「補助参加人」という。）

主文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、補助参加人によって生じた費用を含め原告の負担とする。

事実及び理由

第 1 請求

大阪府労働委員会が、平成 18 年（不）第 5 号について平成 19 年 6 月 12 日付けでした命令を取り消す。

第 2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、労働組合である補助参加人が、原告によって組合掲示板を移転されたこと及びこれに関する原告の補助参加人に対する交渉態度が不当労働行為であるとして、原告を被申立人として、平成 18 年 1 月 24 日、大阪府労働委員会（以下「府労委」という。）に救済を申し立てたところ、府労委が、別紙「本件命令の主文」記載の主文を含む命令（以下「本件命令」という。）を発して、救済を命じたことから、原告が、これを不服として、被告に対し、本件命令の取消しを求める事案である。

（以下、特に断らない限り月日での記載は平成 17 年のことである。）

2 前提事実（証拠を掲げない事実は当事者間に争いが無い。）

(1) 当事者等

ア 原告は、大阪市に法人本部を有し、大阪芸術大学（以下「芸大」という。）、大阪芸術大学短期大学部（以下「短大部」という。）等を経営する学校法人である。

芸大及び短大部の所在は、以下のとおりである。

芸大	大阪府南河内郡
短大部大阪学舎	大阪市（法人本部と同じ）
短大部伊丹学舎	兵庫県

イ 補助参加人は、主に大阪府内の私立学校教職員で構成されている個人加盟の労働組合である。

補助参加人には、原告の職員で構成される分会として、大阪芸術大学教職員組合（以下「分会」という。）がある。

(2) 組合掲示板の設置に関する経緯

ア 原告と補助参加人は、昭和 51 年 3 月 8 日、原告と補助参加人それぞれの代理人の署名押印のある協定書を締結した。同協定書には、組合ビラの貼付場所等について、以下の内容が定められていた(以下「本件協定」という。)

(ア)原告は、補助参加人の分会に対し、芸大 0 号館旧宿直室を組合事務所として無償貸与する。

(イ)分会の組合ビラの貼付場所は、以下のとおりとし、それ以外の場所では貼付しない。

芸大 組合掲示板(11 号館正面道路南壁面、縦 1.5m、横 3m)

11 号館講師控室内部壁面

同号館教職員食堂壁面

浪速短期大学(現在の短大部)

組合掲示板(縦 1.5m、横 3m に拡張)

講師控室内部壁面

イ 分会は、本件協定に基づき、短大部大阪学舎 2 号館 1 階の組合事務室外壁の通路部分にあった短大部組合掲示板(以下「短大部組合掲示板」という。))に加えて、芸大 11 号館(以下「11 号館」という。))1 階通路に組合掲示板(以下「芸大組合掲示板」といい、短大部組合掲示板と併せて「本件組合掲示板」という。))を設置した。

(3) 本件組合掲示板の移転に関する経緯

ア 原告は、分会に対し、1 月 21 日付け申し入れ書で、11 号館の改修工事に伴い、同館 1 階通路にある芸大組合掲示板を 11 号館 2 階講師控室及び芸大 9 号館(以下「9 号館」という。))3 階講師控室の 2 か所にするを申し入れた。

イ 原告は、3 月 23 日、芸大組合掲示板を以下の各場所に設置した。

(ア)9 号館 3 階の講師控室内

(イ)11 号館 2 階の講師控室内

ウ 原告は、分会に対し、4 月 21 日付けの申し入れ書で、短大部通信教育部事務室の拡張工事に伴い、短大部 2 号館 1 階教職員組合事務室及び短大部組合掲示板を短大部 2 号館 3 階ゼミ室に移転することを申し入れた。

エ 原告は、5 月 3 日、11 号館の改築工事に伴い、同館 1 階の通路に設置されていた芸大組合掲示板を撤去した。

オ 原告と分会は、本件組合掲示板の設置場所について、同月 23 日、6 月 9 日及び同月 20 日に団体交渉を行った。その後の同月 22 日、芸大事務局長の Y1 と分会書記長(当時)の X1 は、面談した。

カ 原告は、7 月 11 日、組合の了解の下、短大部の組合事務室を大阪学舎 2 号館 1 階から同館 3 階に移転した。

キ 原告は、短大部組合掲示板について、同月 20 日、短大部大阪学舎 2 号館 1 階の通路から撤去し、同月 21 日、短大部大阪学舎 1 号館 1 階講師控室内に設置した。

(4) 本件組合掲示板の移転後の経緯

ア 分会は、原告に対し、7 月 27 日付けの「組合掲示板撤去に関する抗議文と団体交渉の要求について」及び 9 月 12 日付けの「団体交渉拒否(組合掲示板撤去)に対する抗議文」で、本件組合掲示板の移転について抗議し、同撤去について団体交渉の開催を求めたが、原告は、

いずれの書面についても回答しなかった。

イ 分会は、原告に対し、11月10日付け要求書で、年末一時金及び年度末一時金に関する要求のほかに、本件組合掲示板を元に戻すように求め、これに関する団体交渉の開催を求めた。

ウ 分会と原告は、11月21日、団体交渉を行った。

分会は、本件組合掲示板の設置場所について、本件協定に基づくものであって、従来通路部分に設置されていたことから、移転するとしても通路部分に設置してもらいたい等と述べた。これに対し、原告は、本件組合掲示板の設置場所について、現在のままにしたい旨述べ、分会の要求については検討したい旨述べた。

(5) 本件救済申立てに関する経緯

ア 補助参加人は、平成18年1月24日、府労委に対し、原告を被申立人として、本件組合掲示板の無断撤去が支配介入(労働組合法7条3号)に当たり、これに関する交渉態度が団体交渉拒否(労働組合法7条2号)に当たるとして、本件組合掲示板の原状回復、平成15年7月27日付け団体交渉申入書記載の団体交渉に誠実に応じること、これらに関する陳謝文を掲示することを求める救済申立てをした。

イ 府労委は、平成19年6月12日、本件命令を発し、その後、本件命令の記載を含む命令書の写しが原告に交付された。

本件命令の主文の内容は、別紙「本件命令の主文」のとおりである。

ウ 原告は、本件命令を不服として、同年7月13日、本件訴えを提起した。

3 争点

(1) 本件組合掲示板の移転が原告の補助参加人に対する支配介入(労働組合法7条3号)に当たるか否か(争点1)。

(2) 本件組合掲示板の移転に関する原告の交渉態度が団体交渉拒否(労働組合法7条2号)に当たるか否か(争点2)。

第3 争点に関する当事者等の主張等

1 被告は、本件命令の認定事実及び判断に反する原告の主張について争う旨主張している。

2 争点1(本件組合掲示板の移転が支配介入に当たるか否か)について
(補助参加人)

本件組合掲示板の移転は、以下の事実から補助参加人の組合活動に対する支配介入(労働組合法7条3号)であることが明らかである。

(1) 本件組合掲示板の移転は、補助参加人の労働組合としての情報宣伝活動上、不利益となるものである。本件組合掲示板は、移転前、誰でも通過する場所にあった。しかし、それが移転された各講師控室内は、鍵を開ける等して室内に立ち入る必要がある上、非常勤講師以外の教職員が毎日必ず立ち入る場所ではない。

原告は、移転前の場所が必ずしも多数の教職員の目に触れる場所ではないなどと一方的に判断して、これを補助参加人に押しつけるが、同措置は不当である。

(2) 原告は、団体交渉等において、本件組合掲示板を移転することにこだわり続け、補助参加人と実質的な協議をしなかった。

(3) ところで、原告の1月21日申し入れ書は、本件協定の解約を申し入れたものではない。

同書面には、本件協定の解約に関する文言は記載されていない

本件組合掲示板は、上記日付から 90 日目に無断で撤去されたものであり、解約予告の 90 日を経過した後ではない。

X1 書記長は、Y1 事務局長との間で本件協定の解約を前提とした協議をしておらず、このような協議をする理由もない。

(原告)

本件組合掲示板の移転は、以下の事実から補助参加人の組合活動に対する支配介入に当たらない。

(1)原告は、補助参加人に対し、1 月 21 日付け申し入れ書で芸大組合掲示板について、4 月 21 日付け申し入れ書で短大部組合掲示板について、それぞれ本件協定で定められた設置場所から移転することを申し入れた。

これらは、本件協定の解約予告に当たるから各申入日から 90 日を経過したことにより本件協定は解約された。

その後の団体交渉及び Y1 事務局長と X1 書記長の面談(前提事実(3)ウないしカ)は、本件協約が解約されたことを前提として新たな組合掲示板の設置場所について協議したものである。

(2)本件組合掲示板の移転は、以下のことを踏まえると組合掲示物に関する情報宣伝活動の効果において、補助参加人に不利益となるものではない。

ア 芸大組合掲示板について

(ア)芸大組合掲示板が設置されていた場所は 11 号館 1 階通路であって、そこは現在では必ずしも多数の教職員の目に触れる場所ではない。

(イ)移転後の設置場所である各講師控室は、教職員の憩いの場所で、職務に関して事務職員が立ち寄る場所でもあり、また、メールボックスがあるため教職員及び非常勤務副手が立ち寄る場所でもある。

(ウ)11 号館講師控室は、出入口が開いている時間中は施錠されない。9 号館講師控室は、教職員がカードで開錠して自由に入ることができる。

(エ)補助参加人は、芸大組合掲示板に私立学校全体の問題に関する掲示物を掲示しておらず、外来者がいる大学行事等の際にはそこから掲示物を取り外したりしている。組合掲示板は、教職員以外の保護者等を対象とする掲示物の掲示には利用されていない。

イ 短大部組合掲示板について

(ア)短大部組合掲示板が設置されていた場所は、見る機会を持つ教職員が多かったとはいえない。

(イ)移転後の設置場所である講師控室は、教育職員の憩いの場所になっており、事務職員も多数出入りしている。そこにはメールボックス、タイムレコーダー機器があり、教育職員及び非常勤副手の全員が必ず出入りする場所である。

(ウ)講師控室は、夜間部の授業との関係で夜間も利用されており、授業終了後も施錠されないため施錠されない時間は従前と変わらない。

(エ)上記ア(エ)と同じ。

(3)原告は、本件組合掲示板移転に関する労使協議を十分に行っている。

ア 芸大組合掲示板について

原告は、組合掲示板の設置場所について、5月23日、6月9日及び6月20日の各団体交渉及び6月22日の協議で、十分に協議している。

なお、3月15日に団体交渉が開催されなかったのは、その前日に補助参加人が同交渉にY1事務局長の出席を拒否する旨の申入書を提出したため、原告が団体交渉の拒否をしたものと受け止めざるを得なかったためである。

イ 短大部組合掲示板について

原告は、5月23日、6月9日及び6月20日の各団体交渉及び同年6月22日の協議を踏まえて、2度にわたり短大部組合掲示板の移転先を変更した。

3 争点 2(本件組合掲示板の移転に関する交渉態度が団体交渉拒否に当たるか否か)について

(補助参加人)

原告は、以下のとおり補助参加人に対し、本件組合掲示板の移転に関する団体交渉等に誠実に応じていない。

(1)原告は、5月23日、6月9日及び6月20日の団体交渉及び同年6月22日のX1書記長との面談において、誠意を尽くした対応をしていない。

Y1事務局長は、上記面談の際、9号館3階の講師控室の開室時間を延長することも可能である旨述べたにすぎず、譲歩案を提示していない。

(2)原告は、7月27日、9月12日の団体交渉申入れについて、補助参加人に対し、本件組合掲示板の移転という結論を押しつけたにすぎず、協議を尽くしていない。

(3)原告は、11月21日の団体交渉においても補助参加人に対し、本件組合掲示板の移転という既成事実を押しつけようとしたもので、誠実に交渉していない。

(原告)

原告は、以下のとおり補助参加人に対し、本件組合掲示板の移転について、団体交渉等において誠実に対応している。

(1)原告は、5月23日、6月9日及び6月20日における各団体交渉での協議を踏まえ、短大部組合掲示板の移転先を2度にわたり変更した。

Y1事務局長は、6月22日、X1書記長との面談協議の際、9号館3階講師控室(移転予定場所)の開室時間を延長すること、短大部伊丹学舎に新たに組合掲示板を設置することを提案したが、これに対し、補助参加人は、回答しなかった。

このように、原告は、本件組合掲示板の移転について協議を尽くしている。

(2)原告は、7月27日及び9月12日、本件組合掲示板の移転に関する補助参加人からの団体交渉の申入れに応じなかったが、これは、その申入内容が前記(1)の団体交渉と重複することが明らかであり、原告が既に誠実に団体交渉に応じる義務を果たしていたためである。

(3)原告は、補助参加人に対し、11月21日の団体交渉において、本件組合掲示板を移転したままにすることについて理解を求めている。

本件組合掲示板の移転は不当労働行為に当たらないため、原告の上記の対応は不誠実とはいえない。

第4 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実,証拠及び弁論の全趣旨によれば,以下の事実が認められる。

(1) 組合掲示板が設置された経緯

ア 原告と補助参加人は,昭和 51 年 3 月 8 日,本件協定を締結したところ,同協定は,分会が原告が管理する施設に組合ビラを貼付するなどしたことから,組合ビラの貼付場所及び組合掲示板の設置方法等について合意したものであった。同協定内容が記載された協定書には,両当事者の署名押印がなされている。

イ 短大部組合掲示板は,本件協定当時,法人本部のある大阪学舎の 2 号館 1 階組合事務室の外壁の通路に設置されており,芸大組合掲示板は,本件協定に基づき,1 号館 1 階の通路に設置された。

(2) 本件組合掲示板が移転された経緯

ア 原告は,芸大組合掲示板について,分会に対し,1 月 21 日付け申し入れ書で,11 号館 1 階の通路から同号館 2 階講師控室及び 9 号館 3 階講師控室の 2 か所に移転することを申し入れ,3 月 23 日,同 2 か所に組合掲示板を設置し,その後の 5 月 3 日,11 号館の改築工事に伴い,同館 1 階通路の芸大組合掲示板を撤去し,また,短大部組合掲示板について,分会に対し,4 月 21 日付けの申し入れ書で,短大部大阪学舎 2 号館 1 階の外壁通路がら同所 2 号館 3 階ゼミ室に移転することを申し入れ,7 月 20 日,同所 1 階外壁の通路の短大部組合掲示板を撤去し,7 月 21 日,短大部大阪学舎 1 号館 1 階講師控室内に設置した。

イ 芸大組合掲示板が従前設置されていた場所(11 号館 1 階通路)は,11 号館の改修工事後,壁面に陶板(壁画)が掲げられている。

短大部組合掲示板が従前設置されていた場所(短大部大阪学舎 2 号館 1 階の通路)は,組合事務室の外壁部分で,同事務室の片開き扉に隣接していたところ,同組合事務室が移転して通信教育部事務室となり,短大部組合掲示板が撤去された後,同設置部分には同事務室の扉(両開き扉)が設置された。なお,通信教育部事務室の外壁には,通信教育部の掲示板が設置されている。

ウ 本件組合掲示板が従前設置されていた場所は,いずれも通路に面し,関係者の目に触れる位置であったが,本件組合掲示板の移転先(11 号館 2 階講師控室,9 号館 3 階講師控室,短大部大阪学舎 1 号館 1 階講師控室)は,いずれも室内で,そこが使用されない時間は施錠され,人目に触れることができない。

(3) 本件組合掲示板の移転に関する交渉経緯

ア 分会は,原告に対し,2 月 11 日付けの「大阪芸術大学 11 号館教職員組合掲示板移転の申し込みに対して」と題する書面で,団体交渉をするように求めた。原告は,分会に対し,3 月 7 日,電話で,3 月 15 日に団体交渉を開催したい旨回答した。

分会は,原告に対し,3 月 14 日付けの「申し入れ書」で,Y1 事務局長の団体交渉への出席について善処を求める等した。

これに対し,原告は,3 月 15 日,電話で,「上記申入書には,Y1 事務局長の団体交渉への出席を拒否すると記載されており,組合による団体交渉拒否と受け止めざるを得ないため,同日の団体交渉は開催しない。」旨通知した。

分会は,原告に対し,3 月 16 日付けの抗議文で,上記通知に抗議し,団体交渉の開催を求める等した。

イ Y1 事務局長は,分会の執行委員に対し,4 月下旬,11 号館の改修工事図面を交付し,改修

工事が5月3日から開始されること等を説明した。これに対し、同執行委員は、「大変ですね、わかりました。」等と述べた。

ウ 分会と原告は、5月23日、団体交渉を行った。

原告は、本件組合掲示板を書面で申し入れた場所に移転する理由を説明した。その際、原告常務理事のY2は、「昭和51年の和解協定書が労働協約であったとしても、当事者が一方的に90日前に解約できる法律があるらしい。」等と述べた。

分会は、芸大組合掲示板について、「11号館講師控室への移転は考慮するが、9号館への移転は問題があり、もう1か所の移転場所は11号館2階の通路を希望する。」等と述べた。

これに対し、原告は、芸大組合掲示板について、今回の工事内容を考えると撤去前の場所に設置することは難しい旨を述べたが、その際、Y2理事は、「通路にはいい絵でもかけている方がずっといいですよ。」等と述べた。

また、分会は、短大部組合掲示板について、移転する理由がよくわからない等と述べた。

エ 分会と原告は、6月3日、団体交渉を行った。

原告は、芸大組合掲示板の移転先について、申し入れた場所(11号館2階講師控室、9号館3階講師控室)で了解してもらいたいと述べ、これに対し、分会は、11号館については了解するので、もう1つの組合掲示板については分会の希望を聞いてほしい旨述べた。

オ 分会と原告は、6月20日、団体交渉を行った。

原告は、短大部組合掲示板の移転先について、当初申し入れた大阪学舎2号館3階ゼミ室ではなく、大阪学舎1号館1階の講師控室にすることを提案し、また、移転の理由として短大部組合掲示板の設置場所を通信教育部事務室が使用する旨の説明をした。

これに対し、分会は、奥まった場所ではなく、移転するのであれば表立った所にして欲しい旨述べ、また、話し合いがつくまで短大部組合掲示板を勝手に動かさないようにして欲しい旨述べた。

その際、分会と原告は、組合掲示板の設置場所について6月22日、協議することにした。

カ X1書記長とY1事務局長は、同日、組合掲示板の設置場所について面談した。

X1書記長は、短大部組合事務室の移転については了解したと述べ、また、芸大組合掲示板の移転先について、11号館2階講師室への移転は考慮するが、9号館3階講師控室への移転については、同室が午後6時半ころに施錠されるため、開室時間が短く、問題があるので、移転先を11号館2階通路にして欲しい旨述べた。

これに対し、Y1事務局長は、本件組合掲示板の移転先について、原告が申し入れた場所で了解してほしい旨述べ、また、芸大組合掲示板について、「改築工事との関係で従来の場所に設置することは困難である。9号館3階講師控室の開室時間を延長することは可能である。組合掲示板を室外に設置すると、大学行事のたびに、原告が取り外しを要求し、分会が取り外したり、覆いをかけたりすることになり、建設的ではないので、室内に設置したい。」旨述べた。

キ 原告は、7月11日、短大部の組合事務室を大阪学舎2号館1階から同館3階に移転した。

その際、分会副委員長のX2は、短大部事務局長のY3に対し、短大部組合掲示板について、団体交渉で話し合いがつかないで移転しないように申し入れた。

(4) 本件組合掲示板が移転された後の交渉経緯

前提事実(4)イ,ウのとおりである。

2 争点1(組合掲示板の移転が支配介入に当たるか否か)について

(1)本件組合掲示板の移転の経緯について

前提事実(2),(3)及び上記1(2),(3)の各認定事実によれば,原告は,芸大組合掲示板について,分会に対し,11号館の改修工事を理由として,組合掲示板の移転を申し入れたが,分会との合意がないまま原告が提案した場所に組合掲示板を設置し,同改修工事の際に従来設置していた芸大組合掲示板を撤去し,また,短大部組合掲示板も,分会に対して移転を申し入れた後,分会との団体交渉等をしたものの分会との合意がないまま原告が提案した場所に組合掲示板を設置したことが推認され,同認定を覆すに足りる証拠はない。

(2)本件協定との関係について

ア 本件協定の効力

原告と補助参加人は,昭和51年3月8日,本件協定が記載された協定書をもって本件協定を締結しているところ,以上の事実によれば,同協定(同協定書)は労働協約としての効力を有していることが推認され,同事実に本件組合掲示板が設置された経緯(前記1(1))を総合すると,原告は,補助参加人に対し,労働協約としての本件協定に基づいて本件組合掲示板を設置することを約束したものである。

ところで,分会執行委員は,上記1(3)イで認定したとおり4月下旬のY1事務局長からの改修工事の説明を受けた際,「大変ですね,わかりました。」等と述べているが,その言動が直ちに芸大組合掲示板の移転を了解したものとまでいえないうえ,仮に,それが同意と受け取られるものであったとしても同言動が分会としての正式の回答でないことからすると,同言動をもって分会が芸大掲示板の移転について同意したとはいえない。また,原告が分会と5月23日,6月9日及び6月20日に行った団体交渉の際及び6月22日のY1事務局長とX1書記長との面談の際,上記1(3)ウないしカで認定したとおり分会ないしX1書記長が芸大組合掲示板の移転先について11号館2階講師控室については了解するが,もう一つの9号館3階講師控室については分会の希望を聞いて欲しい旨応答しているところ,同応答は原告と組合との芸大掲示板移転における交渉過程での話であって,前者の言葉のみを切り離して合意があったとまで言うことはできない。したがって,分会執行委員及び分会ないしX1書記長の同各言動をもってしても上記認定(本件組合掲示板の移転について分会の合意がなかったこと)を左右することはできない。

イ 本件協約(労働協約)の解約の有無

原告は,1月21日付け書面による申し入れによって,本件協約の解約を予告した旨主張する。

しかし,同申入書は,その文面からすると芸大組合掲示板の移転を申し入れたものであって,本件協約の解約を示す文面記載はなく,同申入書から直ちに原告が主張するような内容の意思表示がなされたとは解することはできない。その他,原告が1月21日の当時,分会に対し,同趣旨の意思表示をしたと認めるに足りる的確な証拠はない。

ところで,5月23日の団体交渉の際,Y2理事は,上記1(3)ウで認定したとおり「昭和51年の和解協定書が労働協約であったとしても,当事者が一方的に90日前に解約できる法律があるらしい。」等と発言したことがあるが,同発言もその文言からして本件協約について解約の意思表示をしたものではなく,したがって,同発言から上記認定を左右することはで

きない。

したがって、原告の上記主張は採用できない。

(3) 本件組合掲示板の移転に関する労使協議について

前提事実(2)、(3)及び上記1(2)、(3)の各認定事実によれば、原告は、芸大組合掲示板を撤去するまでの間、分会との間で具体的な内容にふれた態様で事前の協議をしていないこと、その後、短大部組合掲示板を移転するまでの間、分会に対し、本件組合掲示板の移転先として、一貫して講師控室又はこれに相当する場所を提案し続けたこと、その後も原告は、分会から、従前の設置場所に相当する場所(表立った所等)等に設置するように求められた後も原告側が意図した同場所の提案を続け、分会からの同場所の要望について譲歩したり、受け入れたりしなかったことのみならず検討したことも窺えないこと、原告は、上記のような状況下で本件組合掲示板を一方的に移転したことが推認され、同認定を覆すに足りる証拠はない。以上によれば、原告と分会との間では本件組合掲示板に関して5月23日、6月9日及び6月20日に団体交渉を行い、6月22日にY1事務局長とX1書記長が面談を行っているが、原告は、本件組合掲示板の移転について、分会との間で協議を十分に尽くしたとまで認めがたく、その他、それを認めるに足りる証拠はない。

ところで、3月15日には上記1(3)で認定した経緯で団体交渉が開催されなかったが、同事実をもってしても、その後、分会との協議が困難になったとまでは認められず、原告が分会との間の協議を十分尽くしたとまで認めることができない。

(4) 本件組合掲示板の移転による組合活動への影響について

本件組合掲示板の設置場所は、上記1(2)ウで認定したとおり従前の場所が、通路に面しており、通行者の目に触れる位置にあったのに対し、移転後の場所は、いずれも講師控室内であって、仮に、Y1事務局長が6月22日に提案したとおりその開室時間を延長したとしても、施錠された時間には立ち入ることができない場所となる。以上の事実によれば、本件組合掲示板の移転は、組合員を含む原告関係者における閲覧の機会を制限するものであり、分会による情報宣伝活動の効果に少なからず影響を及ぼすものであったことが推認され、同認定を覆すに足りる証拠はない。

同認定に反する原告の主張は採用できない。

(5) 本件組合掲示板が設置されていた場所の状況について

芸大組合掲示板が設置されていた場所は、上記1(2)イで認定したとおりその撤去後、改築工事を経て陶板(壁画)が設置され、短大部組合掲示板が設置されていた場所は、その撤去後、両開きの扉部分に改装された。以上の事実によれば、原告は、本件組合掲示板を移転した後、本件組合掲示板の原状回復を図ることを困難な状況にしたことが推認され、同認定を覆すに足りる証拠はない。

(6) 本件組合掲示板の移転に関する原告の意向について

Y2理事は、上記1(3)イで認定したとおり5月23日の団体交渉において、本件協定が労働協約であっても当事者が一方的に90日前に解約できる旨述べ、芸大組合掲示板について、「通路にはいい絵でもかけている方がずっといいですよ。」等と述べた。また、Y1事務局長は、前記1(3)カで認定したとおり6月22日のX1書記長との面談において、本件組合掲示板の設置場所について、「室外に設置すると、大学行事のたびに、分会が取り外したり、覆いをかけたりするので、建設的ではない。」等と発言した。以上の事実によれば、原告は、芸大

組合掲不板については 11 号館の改築工事の機会を利用して、短大部組合掲示板については組合事務室の移転等の機会を利用して、各組合掲示板を関係者の目に触れにくい場所に移転しようと意図したことが窺われる。

(7)小括

以上によれば、原告が分会の本件組合掲示板を移転した行為は、分会における労働組合としての情報宣伝活動において不利益となるもので、また、分会の運営に対して支配介入したものであって、労働組合法 7 条 3 号の支配介入に該当する不当労働行為であるとするのが相当である。

3 争点 2(組合掲示板の移転に関する交渉態度が団体交渉拒否に当たるか否か)について

原告が本件組合掲示板を移転した経緯については上記 2(3)で認定したとおりであって、その後、原告は、前提事実(4)で認定したとおり 7 月 27 日付け、9 月 12 日付けの各申入書で分会から団体交渉の開催を求められたが、これに回答せず、また、11 月 21 日の団体交渉において、分会から移転した組合掲示板を通路に設置するように求められたが、移転後の状態のままにしたい旨回答した。以上の事実によれば、原告は、本件組合掲示板の移転について、① 5 月 23 日、6 月 9 日及び 6 月 20 日の団体交渉において、誠実に団体交渉を行わず、② 7 月 27 日付け、9 月 12 日付けの各団体交渉申入れに対し、正当な理由なく団体交渉を拒否し、③ 11 月 21 日の団体交渉において、誠実に団体交渉を行わなかったことが推認され、同認定を覆すに足りる証拠はない。

したがって、本件組合掲示板の移転に関する原告の交渉態度は、正当な理由なく団体交渉を拒否したものとして、労働組合法 7 条 2 号の不当労働行為に当たる。

4 救済方法について

(1)本件命令主文 1 項について

本件命令主文 1 項は、原告に対し、本件組合掲示板を移転前の設置場所に相当する場所に貸与することを命じたものであるところ、本件組合掲示板の移転が不当労働行為に当たること、本件組合掲示板を原状に回復することが困難な状況にあること等の上記 2 で認定説示したことを踏まえると、救済命令として相当なものである。

(2)本件命令主文 2 項について

本件命令主文 2 項は、原告に対し、陳謝文(組合掲示板について、分会と協議を尽くさずに従前設置されていた場所に相当するとはいえない場所に設置し、これに関する団体交渉に応じなかったことを陳謝する趣旨のもの)を手交することを命じたものであるところ、上記 2,3 で認定説示したことを踏まえると、救済方法として相当なものである。

5 結論

よって、原告に対して本件救済命令を命じたことは相当であり、この取消しを求める原告の本訴請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第 5 民事部